月平均 80 時間を 超える教職員 0 人 を目指して

働き方改革 通信

For everyone's Smile

第26号 令和5年5月 山形県教育局

「学びの履歴シート」を活用した研修履歴の記録について

教育職員免許法の一部が改正(R4.7.1)され、免許更新制が発展的に解消となりました。これに伴い、教員の研修に関して規定している教育公務員特例法も改正(R5.4.1)され、令和5年4月1日より「研修等に関する記録」が義務付けられました。

文部科学省では、教職員支援機構(NITS)が一体的に運用する「研修受講履歴システム」と「教員研修プラットフォーム」を令和6年度から稼働する予定としています。 山形県では、これらを踏まえ、令和5年度に受講した研修等*について、「学びの履歴シート」を活用した記録を行うこととしています。

- ※ 令和6年度以降に受講する研修の記録は、文部科学省の「教員研修プラットフォーム」 を活用する予定です。また、「学びの履歴シート」には、令和5年度以前に受講した研修に ついても記録していただいて構いません。
- ・「学びの履歴シート」は、県教育センターWEBページ(下記)よりダウンロード可能です 「山形県教育センター」→「各種ダウンロード」→「研修講座・出前・来所サポート等」へ

【研修履歴の記録の範囲】

- <必須記録研修等>
 - 研修実施者が実施する研修
 - 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
 - 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

該当する主な研修

- ア 県教育センターが主催する対面型、オンライン型研修 (基本研修、専門研修【センター講座】、出前サポート等)
- イ 県教育センター又は教職員支援機構(NITS)が主催するオンデマンド型研修
- ウ 県教育局各課・教育事務所が主催する研修等
- エ 県が派遣している国の研修(中央研修等)、教職大学院・大学での長期専門研修
- オ 県が派遣している企業研修
- 力 大学院修学休業
- キ 免許法認定講習
- <その他任命権者が必要と認めるものに含まれ得る研修等>
 - 職務研修として行われる市町村教育委員会が実施する研修等
 - 学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等※
 - 教員等が自主的に参加する研修等
 - ※ 国・都道府県・市町村による研究委託(指定)や、年間を通じて学校ごとに主題を設定した上で組織的に行う研究活動など、各地域・学校の教育課題に即して学校全体で体系的・計画的に学び合い、振り返りながら資質向上を図る研修等

<特記事項>

○ 上記に該当しないと考えられるが、特に記載しておきたい教員等としての学び

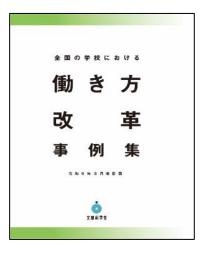
【研修履歴の記録の方法及び内容】

各教員等が「学びの履歴シート」を活用し、研修名、受講年度、研修を通して 向上を実感した資質(選択式)を記録する。

★働き方改革事例集(令和5年3月改定)より★

文部科学省の「働き方改革事例集(改訂版)」に掲載されている事例を紹介します。

各学校の実情に応じ、活用できるものがあれば積極的 に取り入れてみませんか?





↑「働き方改革事例集」はこちら↑

「教育」は、「ここまでやれば終わり」といった類いのものではなく、「よりよいもの」、「より児童・生徒のためになること」を模索し続けながら、目の前の児童・生徒に向き合う仕事で、先生方も、そこに誇りと自信をもって取り組まれているものと思います。

「働き方改革」の目的は、そんな先生方の意識や誇り、働き方を否定するものではなく、本来の「教育」の本質が保障され、実践されるよう、業務の見直しを図るものです。

(『働き方改革通信 令和元年5月号』より)